

大分県報

平成二十九年
第二八六一号
三月七日

（火曜日）

目次

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
土地改良法による換地処分	六
森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間	六
森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項	七
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項	七
遊漁規則の変更認可（二件）	八
道路区域の決定	一〇
道路区域の変更（三件）	一〇
道路の供用開始（二件）	一一
公有水面埋立ての免許	一一
港湾隣接地域の指定に関する公聴会	一四
教育委員会告示	一四
県指定有形文化財の指定	一四
県指定無形民俗文化財の指定	一五
選挙管理委員会告示	一五
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	一五
建設業の許可の取消し	一六

発行行為の完了

○告 示

大分県告示第四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十九年二月十五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 CSOおおいた

三 代表者の氏名

小野 光 良

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市千歳町前田千百六十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童やその家族に対して、グループホーム、デイサービス、居宅支援、児童保育、子育て支援等、幅広い福祉に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

大分県告示第四百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

平成二十九年三月七日

大分県報（告示）

一

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 隔	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	能 力													
					入浴施設	三、二〇〇ℓ/基	許可後	平二九・一一・三〇	平二九・一二・二〇	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質質量							化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	単位	m³/日	単位

平成二十九年三月七日

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 隔	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	能 力													
					入浴施設	一、四四〇ℓ/基	許可後	平二九・一一・三〇	平二九・一二・二〇	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質質量							化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	単位	m³/日	単位

大分県報(告示)

平成二十九年三月七日

大分県報（告示）

四

汚水の 等		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的 変動	一日当たりの使用時間	使用時間 間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能	その他参考となるべき事項	汚水の 状態の 値					項 目			
生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位									mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		mg/l	mg/l	mg/l
三	五・八〇八・六	通常 の値	九	なし	一七時間	六時～二三時	平二九・一一・三〇	平二九・一一・三〇	許可後	入浴施設 一、九一八ℓ/基	洗い場なし	一	二	三	三	三	五・八〇八・六	通常 の値		
五	五・八〇八・六	最大 の値	一一									四	四	五	五	五	五・八〇八・六	最大 の値		
汚水の 等		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的 変動	一日当たりの使用時間	使用時間 間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能	その他参考となるべき事項	汚水の 状態の 値					項 目			
りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量									生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	mg/l		mg/l	mg/l	mg/l
一	二	三	三	三	五・八〇八・六	通常 の値	六	通常 の値	なし	一七時間	六時～二三時	平二九・一一・三〇	平二九・一一・三〇	許可後	入浴施設 一、二二五ℓ/基	洗い場なし	一	二	三	三
四	四	五	五	五	五・八〇八・六	最大 の値	七	最大 の値									四	四	五	五

種	4	汚水等の処理の方法	汚水等の汚染の状態の値					項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種	その他参考となるべき事項
			りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度	単位									
類		生物化学的処理	洗い場なし	一	二	三	三	三	五・八〇	通常	なし	六時～二時	平二九・一二・二〇	平二九・一一・三〇	許可後	一、七五〇ℓ/基	入浴施設	洗い場なし	
				四	四	五	五	五	五・八〇	最大									

平成二十九年三月七日

種	5	大分県報(告示)	汚水等の汚染の状態の値					項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式
			りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度	単位										
類			五	四五	一六〇	一〇〇	二〇〇	五・八〇	処理前	通常	なし	二四時間	連続	平二九・一二・二〇	平二九・一一・三〇	許可後	縦一六・〇m×横三・三m×高さ三・〇m	FRP製	六三m ³ /日	担体流動方式
			三	三〇	五〇	三〇	二〇	五・八〇	処理後											
			七	六〇	二〇〇	一二五	二五〇	五・八〇	処理前	最大										
			四	四〇	八〇	四〇	三〇	五・八〇	処理後											

五

大腸菌群数	個/cm ³	—	三、〇〇〇以下	—	三、〇〇〇
-------	-------------------	---	---------	---	-------

5 排水の量及び汚染状態の値

排水口名	No.1	一日当たりの排出水量	単位	通常	最大の値
		m ³ /日	単位	通常	最大の値

項目	単位	通常	最大の値
----	----	----	------

水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六
---------	------	---------	---------

生物化学的酸素要求量	mg/l	九・五	一五・三
------------	------	-----	------

化学的酸素要求量	mg/l	一三・四	一九・一
----------	------	------	------

浮遊物質	mg/l	二一・一	三四・六
------	------	------	------

窒素含有量	mg/l	二二・二	一六・七
-------	------	------	------

りん含有量	mg/l	一・五	二・二
-------	------	-----	-----

大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇
-------	-------------------	---------	-------

その他参考となるべき事項 合併処理浄化槽排水と温泉排水の加重平均値

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間 平成二十九年三月七日から同月二十八日まで

2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業豊後大野東部地区西原工区の換地処分をした。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第百四十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
平成二十九年三月七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 区域及び期間

1 区域 佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間 平成二十九年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に

掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

大分県告示第百四十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認めた場合は除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

大分県告示第百四十七号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成二十九年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合には、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げ

る樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第四百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 漁業権者の名称及び住所
日田漁業協同組合
- 二 漁業権の免許番号
日田市大字高瀬字小シマ一六六一三
内共第七号
- 三 遊漁規則の変更の内容

変更後

第六條 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下るときは、（遊漁料の額及び納付方法）第一項の額及び納付方法

魚種	漁具	漁法	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
わかさぎ	手釣 竿釣 2本	1日 500円 1年 3,500円
	手漕ぎ舟・ボート1隻	1年 5,000円
	※大山ダム湖・松原ダム湖（梅林湖）に限る。	
	エンジン付き舟・ボート（電機モーター付き舟・ボートを含む。）1隻	1年 8,000円
	※松原ダム湖（梅林湖）に限る。	

変更前

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下るときは、無料。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具	漁法	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
わかさぎ	手釣 竿釣 2本	1日 500円 1年 3,500円 舟・ボート使用（手漕ぎのみ） 1日 5,000円 1年 5,000円	

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十九年四月一日

大分県告示第百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 漁業権者の名称及び住所
大分川漁業協同組合
- 二 漁業権の免許番号
大分市大字田原字下川原四五一番九
- 三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

第七條 第二条で遊漁の承認を得、第三条第三項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川（遊漁料）の額及び納付の方法 第一項

第二条で遊漁の承認を得、第三条第三項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川（遊漁料）の額及び納付の方法 第一項

漁業協同組合事務所（大分市大字田原字下川原四五一九）又は各支部、支部長自宅もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならぬ。但し、遊漁する場所において納付する場合の遊漁料は、下記遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。

魚種	遊漁料	
	年券 (遊漁承認証十腕章)	日券 (日券シール)
あゆ・こい・ふな・はえ うなぎ わかさぎ えのは(やまめ・あまこ) もくずがに(つがに)	5,000 円	1,000 円
船使用 一隻	年券 (船使用承認証 十標識板)	5,000 円
	日券 (日券シール)	1,000 円

平成二十九年三月七日

大分県報(告示)

注 遊漁料の欄の()内は、組合が交付する遊漁承認証等及び鑑札を示す。

変更前	変更後
イカダ使用 一隻 ※取扱いは組合事務所のみ	年券 (標識板) 30,000 円 ※うち撤去立会費 2,000 円を含む。

第二条で遊漁の承認を得、第三条第三項の漁具漁法で遊漁する場合、大分川漁業協同組合事務所（大分市大字田原字下川原四五一九）又は各支部、支部長自宅もしくは当該遊漁する場合において漁場監視員に下記遊漁料を納付しなければならぬ。但し、遊漁する場所において納付する場合の遊漁料は、下記遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。

魚種	遊漁料	
	年券	日券
あゆ・こい・ふな・はえ うなぎ わかさぎ えのは(やまめ・あまこ) もくずがに(つがに)	5,000 円	1,000 円
船使用 一隻 (標識板含む)	年券 5,000 円	日券 1,000 円
	イカダ使用 (取扱いは組合事務所のみ)	一隻 (標識板を含む) 処理料預り金 30,000 円 (うち撤去立会費 2,000 円を含む。)

変更後

変更前

第八條 (遊漁承認証等及び鑑札に関する事項)	組合は、第二条第三項の遊漁料の納付を受け、同条第二項の承認を行ったときは、前条第一項の表のとおり別記様式(一)の遊漁承認証又は船使用承認証(以下「遊漁承認証等」という。)及び鑑札を交付するものとする。 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証等及び鑑札を携帯しなければならない。 3 遊漁承認証等及び鑑札を他人に貸与してはならない。 4 (略)	組合は、第二条第三項の遊漁料の納付を受け、同条第二項の承認を行ったとき別記様式(一)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。 2 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。 4 (略)
---------------------------	--	--

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十九年二月二十一日

大分県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。
その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月七日

道路の種類及び路線名 県道竹田五ヶ瀬線	区間 竹田市大字竹田字屏風ヶ瀬一七〇五番一から竹田市大字竹田字山川二一五七番二まで	敷地の幅員 七三・〇メートル 〽二二・〇	延長 七六一・五メートル
------------------------	--	----------------------------	-----------------

大分県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月七日

道路の種類及び路線名 一般国道二一二号	区間 日田市大字花月字中ノ坪二〇七六番一から日田市大字花月字中ノ坪二〇七八番一まで	区域変更前後別 前 三五・八 〽一三・七 メートル 二六四・〇 後 四三・四 〽一五・五 メートル 二六四・〇	敷地の幅員 前 二七・七 〽一七・五 後 三七・二 〽二二・〇	延長 三六・〇	備考 三六・〇
------------------------	--	---	---	------------	------------

大分県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月七日

道路の種類及び路線名 県道竹田五ヶ瀬線	区間 竹田市大字竹田字屏風ヶ瀬一七〇三番三から竹田市大字竹田字山川二一五七番四まで	区域変更前後別 前 A 一八・〇 〽六・〇 メートル 四九四・四 後 B 七三・〇 〽二二・〇 メートル 七九二・〇	敷地の幅員 前 七三・〇 〽二二・〇 後 七三・〇 〽二二・〇	延長 七九二・〇	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
------------------------	--	--	---	-------------	----------------------------------

<p>大分県告示第百五十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月七日</p>				<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					
<p>道路の種類及び路線名</p>		<p>区 間</p>		<p>区域変更前後別</p>		<p>敷地の幅員</p>		<p>延 長</p>	
<p>県道下恵良九重線</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>後</p>		<p>八・五 六・〇</p>		<p>三四・〇</p>	
<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>前</p>		<p>三七・五 二二・四</p>		<p>四六・一</p>	
<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>後</p>		<p>六二・六 二二・四</p>		<p>四六・〇</p>	
<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>前</p>		<p>三二・〇 一一・九</p>		<p>三三・七</p>	
<p>大分県告示第百五十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月七日</p>									
<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				<p>大分県告示第百五十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月七日</p>					
<p>道路の種類及び路線名</p>		<p>供用開始区間</p>		<p>供用開始年月日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
<p>県道下恵良九重線</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>平二九・三・七</p>		<p>大分県告示第百五十六号</p> <p>公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。</p> <p>平成二十九年三月七日</p>			
<p>県道下恵良九重線</p>		<p>宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五から 宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三まで</p>		<p>平二九・三・七</p>		<p>一 免許の年月日 平成二十九年二月十七日</p> <p>二 出願人の住所及び氏名</p>			
<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

臼杵市大字風成字天神森脇八九七番七から同大字字久保二の九五〇番に至る各地先の公有水面

第二区域

臼杵市大字風成字久保九六一番二の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点のうち一の地点から四九の地点までを順次に結んだ線、四九の地点と五〇の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(C・D・L・プラス二・一三メートル)における公有水面と陸地との境界線及び一の地点と五〇の地点を結ぶ平成十五年三月十四日付け指令漁港第六一四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(C・D・L・プラス二・二〇メートルにより決定)により囲まれた区域

一の地点 大分県津久見市大字長目字葛山三七八番地の国土地理院三等三角点「長目」(北緯三三度〇六分三一秒四七二八東経一三二度五一分五六秒六七七

(以下「基点」という。)から二九八度一七分〇二秒二、〇五八・七六メートルの地点

二の地点

一の地点から五度四七分〇六秒五・三三メートルの地点

三の地点 一の地点から二八一度三五分一五秒〇・七九メートルの地点

四の地点 一の地点から一六度〇四分二一秒六・八一メートルの地点

五の地点 一の地点から一一二分三八秒一・〇七メートルの地点

六の地点 一の地点から二六度五七分五五秒七・〇五メートルの地点

七の地点 一の地点から三六度一七分五六秒八・六六メートルの地点

八の地点 一の地点から四二度一二分三九秒四・八六メートルの地点

九の地点 一の地点から四二度一三分一二秒五・一二メートルの地点

一〇の地点 一の地点から四三度〇九分一三秒一〇・三〇メートルの地点

一一の地点 一の地点から四三度〇二分五一秒一〇・〇〇メートルの地点

一二の地点 一の地点から四三度〇二分〇六秒五・九六メートルの地点

一三の地点 一の地点から四二度五九分五五秒四・一〇メートルの地点

一四の地点 一の地点から四七度二八分二一秒一〇・八二メートルの地点

一五の地点 一の地点から五五度一九分四七秒一〇・九四メートルの地点

一六の地点 一の地点から六八度四七分二一秒五・八五メートルの地点

一七の地点 一の地点から七八度三九分四二秒五・八六メートルの地点

一八の地点 一の地点から八七度五六分一九秒五・五二メートルの地点

一九の地点 一の地点から九七度五一分〇八秒六・二一メートルの地点

二〇の地点 一の地点から一〇六度五七分四五秒五・三三メートルの地点

二一の地点 一の地点から一一四度五〇分一三秒六・〇一メートルの地点

二二の地点 一の地点から一二二度三六分〇六秒一〇・六七メートルの地点

二三の地点 一の地点から一二六度三九分五七秒五・六三メートルの地点

二四の地点 一の地点から一二六度五三分五五秒九・四六メートルの地点

二五の地点 一の地点から一二六度二五分五六秒五・〇〇メートルの地点

二六の地点 一の地点から一二〇度五七分五八秒一九・三三メートルの地点

二七の地点 一の地点から一一二度三三分三三秒六・九八メートルの地点

二八の地点 一の地点から一一〇度二〇分三四秒一・二七メートルの地点

二九の地点 一の地点から一〇三度三四分一三秒一三・〇三メートルの地点

三〇の地点 一の地点から九度三九分二六秒一・〇〇メートルの地点

三一の地点 一の地点から九四度五七分一九秒六・四七メートルの地点

三二の地点 一の地点から一八四度五三分〇八秒一・一一メートルの地点

三三の地点 一の地点から九〇度五五分二二秒一八・八六メートルの地点

三四の地点 一の地点から八三度二六分三八秒四・六九メートルの地点

三五の地点 一の地点から七七度二八分五〇秒一三・八三メートルの地点

三六の地点 一の地点から七一度二九分二六秒一〇・三六メートルの地点

三七の地点 一の地点から六八度四一分〇五秒九・四六メートルの地点

三八の地点 一の地点から六八度四二分〇二秒九・三七メートルの地点

三九の地点 一の地点から六八度四八分一七秒一〇・七〇メートルの地点

四〇の地点 一の地点から七〇度五九分二〇秒一五・三〇メートルの地点

四一の地点 一の地点から七四度一分三三秒五・一九メートルの地点

四二の地点 一の地点から七六度三六分三三秒一〇・三二メートルの地点

四三の地点 一の地点から八〇度四分五四秒一〇・三二メートルの地点

四四の地点 一の地点から八四度一五分四五秒一一・一五メートルの地点

四五の地点 四四の地点から八七度四分五七秒九・四九メートルの地点

四六の地点 四五の地点から九一度〇〇分〇三秒八・五三メートルの地点

四七の地点 四六の地点から九四度二分〇五秒一二・〇三メートルの地点

四八の地点 四七の地点から九六度五二分二八秒一三・九八メートルの地点

四九の地点 四八の地点から九七度二分五〇秒六・〇〇メートルの地点

五〇の地点 四九の地点から二六一度三一分一九秒三四〇・九一メートルの地点

第二区域

次の各地点のうち五一の地点から五五の地点までを順次に結んだ線、五五の地点と五六の地点を結ぶ平成二十二年十一月二日付け指令河第九百九十六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・プラス一・九七メートルにより決定）及び五一の地点と五六の地点を結ぶ平成二十七年の春分の満潮位（C・D・L・プラス二・一三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

五一の地点 基点から三〇五度〇〇分三三秒五・七八五・八〇メートルの地点

五二の地点 五一の地点から二九度三六分二七秒四・一六メートルの地点

五三の地点 五二の地点から九七度三〇分二一秒九・三四メートルの地点

五四の地点 五三の地点から九七度三〇分二九秒二〇・〇〇メートルの地点

五五の地点 五四の地点から九七度〇七分五三秒一二・九九メートルの地点

五六の地点 五五の地点から一八七度〇九分一二秒二・〇四メートルの地点

3 面積

第一区域 二、五五八・九一平方メートル

第二区域 八三・九〇平方メートル

合 計 二、六四二・八一平方メートル

上浦漁港区域

第一区域 一九六・六〇平方メートル

海岸区域

第一区域 二、三六二・三一平方メートル

第二区域 八三・九〇平方メートル

合 計 二、四四六・二一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

臼杵市大字風成字天神森脇八九七番七から同大字字久保九六一番二に至る各地内及び同地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とmの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から二九七度四七分五八秒二、〇五八・五〇メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三五一度三一分〇四秒二二・一二メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六度五一分〇八秒一九・一九メートルの地点

Dの地点 Cの地点から四二度一〇分二九秒一五・一九メートルの地点

Eの地点 Dの地点から四二度一一分二六秒三一・三一メートルの地点

Fの地点 Eの地点から五一度〇七分〇八秒三八・〇三メートルの地点

Gの地点 Fの地点から七四度五八分五一秒一三・三二メートルの地点

Hの地点 Gの地点から一三度一二分一〇秒五三・一八メートルの地点

Iの地点 Hの地点から一二三度三四分四六秒二二・六三メートルの地点

Jの地点 Iの地点から一一二度二六分一六秒二三・六四メートルの地点

Kの地点 Jの地点から九九度五〇分一三秒一五・六一メートルの地点

Lの地点 Kの地点から八六度二四分〇八秒一五・八四メートルの地点

Mの地点 Lの地点から七四度五八分四五秒一四・八三メートルの地点

Nの地点 Mの地点から六五度二三分三八秒一五・八三メートルの地点

Oの地点 Nの地点から七〇度二四分二七秒六九・五九メートルの地点

Pの地点 Oの地点から七四度五九分四四秒二三・五四メートルの地点

Qの地点 Pの地点から九七度三〇分五八秒一五・〇三メートルの地点

Rの地点 Qの地点から一一〇度三五分五九秒二三・〇二メートルの地点

Sの地点 Rの地点から七五度〇〇分三五秒二四・九六メートルの地点

Tの地点 Sの地点から九九度四分〇一秒三九・四三メートルの地点

Uの地点 Tの地点から一九二度二三分四五秒二二・二一メートルの地点

Vの地点 Uの地点から二七七度一二分三五秒五五・四九メートルの地点

Wの地点 Vの地点から二六三度四六分四三秒四・四五メートルの地点

Xの地点 Wの地点から二四八度四八分一八秒二一・九九メートルの地点

Yの地点 Xの地点から二五七度五一分一三秒一三・六三メートルの地点

Zの地点 Yの地点から二八四度〇四分三四秒三八・四五メートルの地点

aの地点 Zの地点から二五七度五一分三三秒四七・二二メートルの地点

bの地点 aの地点から二四九度五二分三三秒四七・二二メートルの地点

cの地点 bの地点から二五五度五五分一二秒一四・四三メートルの地点

- 3 面積
- 上浦漁港区域 七九一・〇一平方メートル
 - 海岸区域 九、七四五・三六平方メートル
 - 合 計 一〇、五三六・三七平方メートル
- 五 埋立地の用途
- 道路用地、護岸用地
- 大分県告示第百五十七号
- 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり国東港に係る港湾隣接地域に関する公聴会を行う。
- 平成二十九年三月七日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 港湾の名称
国東港
- 二 公聴会の日時
平成二十九年三月九日 十四時
- 三 公聴会の場所
国東市向田地区公民館 高齢者活動促進施設ふれあい（国東市国見町向田二四九）
- 四 指定しようとする地域
- 1 指定区域
基点一から基点七までを順次結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域

- 2 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）
- 基点一 国東市国見町向田字北浜一八八二の五番地先（北緯三三度三九分五秒、東経一三一度四〇分二一秒）
- 基点二 基点一から二五五度〇〇分〇〇秒三六・七二メートルの標杭
- 基点三 基点二から一五一度三六分一五秒四三・〇九メートルの標杭
- 基点四 基点三から一五七度五七分一一秒一六九・四六メートルの標杭
- 基点五 基点四から一四八度五六分〇〇秒六四・一六メートルの標杭
- 基点六 基点五から一二七度四四分五九秒一一〇・八一メートルの標杭
- 基点七 基点六から一三七度四八分四五秒二〇・七一メートルの標杭

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成二十九年三月七日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
建造物	若宮八幡神社 本殿 附棟札一枚・ 申殿・唐門 附御門 神社・西門	四棟一枚	江戸時代 後期	豊後高田市是永町 一番地一	若宮八幡 神社
彫刻	木造仁王像（阿形）	一躯	平安時代 末期～鎌 倉時代初 頭	豊後高田市田染真 中二二五三番地	宗教法人 真木大堂
古文書	高野山本覚院文書	一九四六 点	中世～近 代	大分市王子西町一 四番一号	大分県
群	一方平遺跡出土石器	六二点	旧石器時 代後期	大分市大字中判田 字ビワノ門一九七 七	大分県

考古資料	東田室遺跡出土絵画土器	一点	古墳時代 中期前半	大分市大字中判田 字ビワノ門一九七	大分県
	中世大友府内町跡出土 キリシタン関係遺物	三七点	戦国時代 (十六世 紀後半)	大分市大字中判田 字ビワノ門一九七	大分県

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十九年三月七日

大分県教育委員会

名称	所在地	実施者	実施の場所及び期日
宮園楽	中津市耶馬溪町大字宮園	宮園かっぱ 楽保存会	中津市耶馬溪町大字宮園 雲八幡神社 毎年七月二十九日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十九年三月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年三月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、七二三人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二三、二六六人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、九二二人
別府市	三三、一八八人
中津市	二三、二六八人
日田市	一八、九三三人
佐伯市	二一、二四二人
臼杵市	一一、四一八人
津久見市	五、四三七人
竹田市	六、六九五五人
豊後高田市	六、五六二二人
杵築市	八、六二六六人
宇佐市	一六、二〇七人
豊後大野市	一〇、八六四人
由布市	九、八五三人
国東市・姫島村	九、一九二人
日出町	七、九〇三人
九重町・玖珠町	七、四七六人

平成二十九年三月七日

大分県報（教育委告示・選管委告示）

○公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日
別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処分に係る建設業の種類
別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し
処分の原因となった事実

四 別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

別表

商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
佐藤電工社佐藤浩二	豊後大野市大野町屋原705	大分県知事許可（般-23）第1978号	全 部	平成28年12月22日
大松建設工業株式会社	大分市青崎 1 - 10 - 5	大分県知事許可（特-26）第5483号	同 上	平成28年12月19日
有限会社末広	中津市三光下深水202 - 1	大分県知事許可（般-24）第13455号	同 上	平成29年 1月16日
有限会社 赤嶺生コンクリート工業	佐伯市宇目大字小野市5054 - 1	大分県知事許可（般-23）第10663号	同 上	平成29年 1月13日
株式会社ビフレ	別府市大字南石垣1518 - 134	大分県知事許可（般-27）第11551号	同 上	平成28年12月27日
有限会社山上建設	大分市大字八幡14 - 4	大分県知事許可（般-28）第3406号	土木工事業、とび・土 土工事業、舗装工事業	平成29年 1月16日
株式会社阿南電設工業	大分市大字羽田673	大分県知事許可（般-28）第4988号	管工事業	平成29年 1月11日
有限会社岩賢住宅	大分市大字永興447	大分県知事許可（般-28）第7331号	土木工事業、とび・ 土工事業、石工事 業、舗装工事業、し ゅんせつ工事業、水 道施設工事業	平成28年12月 9日
有限会社世羽工業	大分市大字久原743 - 5	大分県知事許可（般-23）第13311号	とび・土工事業	平成29年 1月18日
株式会社T S I テックス	大分市青崎 1 - 3 - 39	大分県知事許可（般-24）第13450号	塗装工事業	平成29年 1月20日

平成二十九年三月七日

大分県報（公告）

平成二十九年三月七日

大分県報（公告）

一八

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年三月七日

大分県知事 広瀬 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字求来里字東七双支百九番一ほか八筆

二 開発区域の面積

四、七三一・二六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

沖縄県那覇市壺川三丁目一番地七

株式会社サンレー

代表取締役 佐久間 庸和

四 完了検査年月日

平成二十九年二月十四日